



検察庁はどんなところ？ その4

検察庁で働く被害者支援員について説明します。

被害者支援員



ある日突然、みなさんが犯罪の被害にあったとしたら、誰にどんな相談をしたらいいのか分からないこともあるのではないかと思います。

そこで、被害者やご遺族の方々の負担や不安をできるだけやわらげるため、犯罪被害者への支援にたずさわる「被害者支援員」が検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

また、被害者の方が検察庁へ気軽に事件相談や事件に関する問い合わせを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の被害者支援員を配置している検察庁に設けています。「被害者ホットライン」は、電話だけでなくファックスでの利用も可能となっており、夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスで利用できるようになっていきます。

被害者ホットライン
(熊本)
TEL・FAX
096-323-9068

★ヒーゴクイズ第4回★

答えが分かった人は、インターネットメールまたは、はがきに、名前・住所・答えを記入して、下のあて先へ送ってくださいね。正解者の中から抽選で5名の方に、熊本地方検察庁オリジナルグッズなどをプレゼントします。
応募しめきり：H22年3月19日

問題 あなたは、20歳になったときに裁判員に選ばれて、裁判に参加することになりました。次のうちやってはいけないことがひとつあります。何番のことをやってはいけないのでしょうか？次の①～③の中から、答えを選んでね。

- ① 裁判に関するテレビを見る。
- ② 公開の法廷で見聞きした内容を友人に話す。
- ③ 有罪か無罪かなど裁判員と裁判官と一緒に議論（評議）した内容を友人に話す。

※住所などの個人情報については、オリジナルグッズの送付以外の目的では利用いたしません。
前回のクイズの答え：正解は③番です。
裁判員には、交通費も日当も支払われることになっています。

おしえて！裁判員制度 その4

Q 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 大丈夫です！

裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にすべきかを、他の裁判員や裁判官と一緒に議論し（評議）、結論（評決）を出しますが、裁判員に求められるのは、みなさんの感覚や視点、意見です。

有罪か無罪かを判断するために法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

また、検察官や弁護士も、裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう、日々努力を重ねています。



◆宛先&お問い合わせ先◆
 〒860-0078
 熊本市京町1丁目12番11号
 熊本地方検察庁企画調査課
 (広報担当)
 ・電話 096-323-9035
 ・メールアドレス
 39-kikakutyousaka@ppo.moj.go.jp
 ・ホームページアドレス
 http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtm



みなさんは、この件数を知って、どう思いましたか？この機会に、先生や家族や友達と、どうすれば犯罪が起こりにくい社会になるのか、また、犯罪に巻き込まれないためには、どうしたらいいのかなどを考えてみてはいかがでしょうか？みなさんが考えることによって、犯罪の減少につながっていくのではないかと思います。

少年犯罪について

みなさんは、テレビや新聞で少年が起した事件について見聞きしたことはあると思います。実際に熊本県内で、どれだけの少年事件が発生しているか知っていますか？（ここでいう少年とは、二〇歳未満の男女のことをいいます。）
平成二〇年に熊本県内で発生した少年事件は約三千件です。

その内訳は、万引きを含めた窃盗が約四〇パーセントと最も多く、殺人や強盗などの凶悪犯罪や覚せい剤や大麻などの薬物犯罪も多発しています。また一方では、少年が被害者となった事件も多発しており、熊本県内で四千人を超える少年が被害者となっています。





熊本地方検察庁
検察官検事

私が、検察官になったのは、高校生のときに、父親が知人から高額のお金をだまし取られる被害にあったことがきっかけでした。私たち家族は、父親がこのような被害にあってしまったために、様々な面からとてもつらい思いをしました。

私は、この経験から、犯罪というのは、直接被害にあった者だけではなく、その家族はもちろんのこと、被害者の周囲にいる多くの人たちを不幸にするものだとということを実感しました。私は、犯罪を防ぎ、私と同じような思いをする人たちが一人でも減らすことができないかと考え、検察官になりました。

検察官は、事件が起きた場合に証拠を集めて、犯人が起した事件はどんな犯罪になるのか、犯人を裁判にかけるかどうかなどを決め、犯人を裁判にかけた場合には裁判に出席し、その事件に見合う判決を求めるといった仕事を行います。

私は、犯罪を防ぐために、犯人が二度と同じことを繰り返さないようにするにはどうすれば良いかを考えて、いつも仕事をしています。

検察官の仕事は、新たな犯罪やその被害者を生まないようにするための大事なもので、とてもやりがいのある仕事です。興味のある人は一度、本などで調べてみるというのではないかと思います。



熊本地方検察庁
検察官副検事

私は、大学等で法律を学んだ後、検察事務官として検察庁に採用されました。採用後は、検察官の行う捜査や公判の仕事をサポートする仕事や自分で交通事故、交通違反、窃盗などの被疑者の取調べや被害者の方などからの事情聴取を行う仕事を経験しましたが、先輩検察官等の勧めを受け、自分でも検察官の仕事をやってみたいという気持ちになり、副検事試験を受験することにしました。約一年間、毎日の仕事が終わった後、地道に試験勉強をした結果、無事合格することができました。

副検事になって良かったと思うことの一つは、事件の捜査を遂げ、法律や過去の裁判例に従って、自分の裁量により、被疑者に裁判を受けさせるか、受けさせないかを決めることができるということです。責任の重い仕事ができることです。

また、そのような副検事の仕事をしていてうれしかったことは、担当した事件の被害者の方からのお礼の言葉や手紙、また、被疑者等からの更生を誓う電話や手紙をもらったりしたこと。副検事の仕事は大変なことも多々ありますが、このようになれることがあると、さらにこれからも副検事という仕事を頑張っていきたいという思いに駆られます。



熊本地方検察庁
検察官副検事

私は、検察事務官として検察庁に就職し、四年前に副検事試験に合格しました。その後、名古屋地検、熊本地検で副検事として仕事をしてきました。

副検事試験に合格するために、勉強したというよりは、長年かけて、検察事務官として仕事をしながら、こつこつと勉強してきた成果が実ったと思っています。

私たちは、日頃、事件の被疑者を取り調べるなどして、事件の捜査をしています。本場にいろいろな被疑者がいます。「またやったの？」とあきれ果ててしまうような常習者もいれば、ごく普通の社会人が犯罪を犯して、検察庁に送られてくることもあります。

また、軽微な事件もあれば、本場に悪質なひどい事件もあります。一度でも取り調べた被疑者に対しては、きちんと更生してもらいたいといつも願っています。

忙しい毎日ですが、疲れたときはサウナに行ったり、リラックスしています（オヤジですね。でも気持ちいいです。その後のビールがうまいです。みなさんは、まだ飲めませんよ）。



熊本地方検察庁
検察事務官

私は、平成二十一年に、熊本地方検察庁に検察事務官として採用されました。私が検察事務官になるために受けた試験は、国家公務員Ⅱ種採用試験という、国家公務員になるための試験です。

その試験に合格した後、様々な省庁の仕事内容についての説明会に出席しました。その際、熊本地方検察庁の仕事内容を説明会で聞き、検察庁という職場に興味を持ち、採用面接を受けたことが私が検察事務官になったきっかけです。

検察事務官として採用されてからは、初めての言葉や環境にとまどうことばかりでした。特に検察庁で使われている専門用語の意味が分からず、本場に不安になることもありましたが、周囲の方のサポートもあり徐々に慣れてきたように思います。

私は、現在、事件管理という部門に所属していますが、具体的には、捜査で被疑者や参考人が外国人の場合、通訳の方が必要になることがあるのですが、その通訳人の手配等の仕事をしています。手配の際には、通訳人の方に、事件の内容や手続等を説明する必要がありますので、自分でも、簡単ではありますが、どのような事件かを把握するように努めています。

まだまだ検察事務官としては未熟ではありますが、今後も、様々なことに積極的に取り組み、知識を吸収していきたいと思っています。